

年度別採用税率調

年度別採用税率調

年 科目	平成3～5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11～14年度	平成15年度
個人均等割	市民税 2,000円 道民税 700円			市民税 2,500円 道民税 1,000円				
個人所得割	課税所得金額 160万円以下 3% 160万円超 8% 550 〃 11% 道民税 550万円以下 2% 550万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による)		課税所得金額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円 〃 11% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による) (所得割の20%の特別減税の実施。但し、20%相当額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。)		課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 〃 12% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% (退職所得分離課税は法定税率による)	特別減税の実施 納税者本人 17,000円 扶養親族等1人につき 8,500円	課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 〃 10% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% 定率による税額控除の実施 所得割の15% ただし4万円限度	
法人均等割	資本金等の金額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人 3,000,000円 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人 1,750,000円 資本金等の金額が10億円を超え従業員数が50人以下及び資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下で従業員数が50人を超える法人 400,000円 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下及び資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人 150,000円 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人 120,000円 その他の法人等 40,000円	(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人 1,750,000円 (3) 資本金等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (7) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (8) 資本金等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円						
法人税割	100分の14.5							
固定資産税	100分の1.4							
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪以上 営業用 5,500円 自家用 7,200円 のもの 〃 3,000円 〃 4,000円 もつぱら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円							
市たばこ税	1,000本当り 1,997円 旧3級品 1,000本当り 948円				1,000本当り 2,434円 旧3級品 1,000本当り 1,155円		1,000本当り 2,668円 旧3級品 1,000本当り 1,266円 平成11年5月1日改正	1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正
特別土地保有税	土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							新たな課税の停止
入湯税	宿泊 150円 日帰 50円 修学旅行 50～30円 療養者 30円							
都市計画税	100分の0.3							

年度別採用税率調

年 科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 ～	平成22年度～	平成25年度	平成26年度
個人均等割	市民税 3,000円 道民税 1,000円							市民税 3,500円 道民税 1,500円 (東日本大震災の復興を踏まえて、緊急に帯広市・北海道が実施する防災のための施策に要する費用の財源とするため、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、市・道民税均等割にそれぞれ500円が加算されるもの。)
個人所得割				課税所得金額 市民税 一律 6% 道民税 一律 4% 定率による税額控除の廃止				
			所得割の7.5% ただし2万円限度					
法人均等割		(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (1) 資本金等の金額が50億円を超え 410,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (3) 資本金等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (6) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (7) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (8) 資本金等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 50,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等	(1)～(8)の資本金等の金額を資本金等の額に改正		(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 50,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円			
法人税割								100分の11.9 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
固定資産税								
軽自動車税								
市たばこ税		1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正	1,000本当り 3,298円 旧3級品 1,000本当り 1,564円 平成18年7月1日改正			1,000本当り 4,618円 旧3級品 1,000本当り 2,190円 平成22年10月1日改正	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 2,495円 平成25年4月1日改正	
特別土地保有税								
入湯税								
都市計画税								

年度別採用税率調

科目	年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
個人均等割						
個人所得割						
法人均等割			※「資本金等の額」は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。			
法人税割						
固定資産税						
軽自動車税 (環境性能割)						
軽自動車税 (種別割)	車 種		税 率			
	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円			
		50cc超90cc以下	1,200円			
		90cc超125cc以下	1,600円			
		ミニカー	2,500円			
	軽自動車	2輪	2,400円			
		雪上車	2,400円			
	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円			
		その他	4,700円			
	2輪の小型自動車		4,000円			
初度検査がH27.3.31まで						
車 種		税 率				
軽自動車	3輪	3,100円				
		4輪	乗用 営業用	5,500円		
	自家用		7,200円			
	4輪	乗用 営業用	3,000円			
自家用		4,000円				
初度検査がH27.4.1から						
車 種		税 率				
軽自動車	3輪	3,900円				
		4輪	乗用 営業用	6,900円		
	自家用		10,800円			
	4輪	乗用 営業用	3,800円			
自家用		5,000円				
車 種		税 率				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000円				
	50cc超90cc以下	2,000円				
	90cc超125cc以下	2,400円				
	ミニカー	3,700円				
軽自動車 (4輪・3輪以外)	2輪	3,600円				
	雪上車	3,600円				
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,000円				
	その他	5,900円				
2輪の小型自動車		6,000円				
車 種		税 率				
軽自動車	3輪	初度検査が ～H27.3.31				
		H27.4.1～ 13年経過				
	4輪	乗用 営業	5,500円	6,900円	8,200円	
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
4輪	乗用 営業	3,000円	3,800円	4,500円		
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円		
グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)						
軽自動車の 種類		税 率				
3輪	乗用	新税率の 75%軽減	新税率の 50%軽減	新税率の 25%軽減		
		1,000円	2,000円	3,000円		
	4輪	乗用 営業	1,800円	3,500円	5,200円	
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
4輪	乗用 営業	1,000円	1,900円	2,900円		
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円		
市たばこ税		1,000本当り 5,262円 旧3級品1,000本当り 2,925円	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 3,355円	1,000本当り 5,692円 平成30年10月1日改正 旧3級品1,000本当り 4,000円 平成30年4月1日改正		
特別土地 保有税						
入湯税						
都市計画税						

年度別採用税率調

科目\年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																																				
個人均等割																																																																																																																																								
個人所得割																																																																																																																																								
法人均等割																																																																																																																																								
法人税割	100分の8.2 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)																																																																																																																																							
固定資産税																																																																																																																																								
軽自動車税 (環境性能割)	<table><tr><td>乗用車</td><td>自家用</td><td>(軽減後)</td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td>非課税</td><td></td><td>非課税</td></tr><tr><td>R2燃費基準 +10%</td><td></td><td>非課税</td><td></td></tr><tr><td>R2燃費基準</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +10%</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr><tr><td>貨物車</td><td>自家用</td><td></td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td><td>非課税</td><td></td><td>非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +10%</td><td>2.0%</td><td></td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table> ※臨時的軽減による税率 令和3年3月末まで 免税点：取得価格500,000円以下 ※令和元年10月から導入	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税		非課税	R2燃費基準 +10%		非課税		R2燃費基準	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	1.0%	上記以外			2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等				H27燃費基準 +20%	非課税		非課税	H27燃費基準 +15%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +10%	2.0%		1.0%	上記以外			2.0%		<table><tr><td>乗用車</td><td>自家用</td><td>(軽減後)</td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td>非課税</td><td></td><td>非課税</td></tr><tr><td>R12燃費基準 75%</td><td></td><td>非課税</td><td></td></tr><tr><td>R12燃費基準 60%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>R12燃費基準 55%</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr><tr><td>貨物車</td><td>自家用</td><td></td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>H27燃費基準 +25%</td><td>非課税</td><td></td><td>非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td>2.0%</td><td></td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table> ※臨時的軽減による税率 令和3年12月末まで	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税		非課税	R12燃費基準 75%		非課税		R12燃費基準 60%	1.0%		0.5%	R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	1.0%	上記以外			2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等				H27燃費基準 +25%	非課税		非課税	H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%	上記以外			2.0%	<table><tr><td>乗用車</td><td>自家用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>R12燃費基準 75%</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R12燃費基準 60%</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>R12燃費基準 55%</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr><tr><td>貨物車</td><td>自家用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>電気自動車等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H27燃費基準 +25%</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	乗用車	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	R12燃費基準 75%			R12燃費基準 60%	1.0%	0.5%	R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	貨物車	自家用	営業用	電気自動車等			H27燃費基準 +25%	非課税	非課税	H27燃費基準 +20%	1.0%	0.5%	H27燃費基準 +15%	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																																																																					
R2燃費基準 +10%		非課税																																																																																																																																						
R2燃費基準	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																					
上記以外			2.0%																																																																																																																																					
貨物車	自家用		営業用																																																																																																																																					
電気自動車等																																																																																																																																								
H27燃費基準 +20%	非課税		非課税																																																																																																																																					
H27燃費基準 +15%	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +10%	2.0%		1.0%																																																																																																																																					
上記以外			2.0%																																																																																																																																					
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																																																																					
R12燃費基準 75%		非課税																																																																																																																																						
R12燃費基準 60%	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																					
上記以外			2.0%																																																																																																																																					
貨物車	自家用		営業用																																																																																																																																					
電気自動車等																																																																																																																																								
H27燃費基準 +25%	非課税		非課税																																																																																																																																					
H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%																																																																																																																																					
上記以外			2.0%																																																																																																																																					
乗用車	自家用	営業用																																																																																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																																																																						
R12燃費基準 75%																																																																																																																																								
R12燃費基準 60%	1.0%	0.5%																																																																																																																																						
R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%																																																																																																																																						
上記以外		2.0%																																																																																																																																						
貨物車	自家用	営業用																																																																																																																																						
電気自動車等																																																																																																																																								
H27燃費基準 +25%	非課税	非課税																																																																																																																																						
H27燃費基準 +20%	1.0%	0.5%																																																																																																																																						
H27燃費基準 +15%	2.0%	1.0%																																																																																																																																						
上記以外		2.0%																																																																																																																																						
軽自動車税 (種別割)				<table><tr><th colspan="5">グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)</th></tr><tr><th colspan="3" rowspan="2">軽自動車の種類</th><th colspan="3">税率</th></tr><tr><th>新税率の75%軽減</th><th>新税率の50%軽減</th><th>新税率の25%軽減</th></tr><tr><td rowspan="2">3輪</td><td colspan="2"></td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">4輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家</td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr></table>	グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)					軽自動車の種類			税率			新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減	3輪			1,000円								4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円	自家	2,700円			貨物	営業	1,000円			自家	1,300円																																																																																										
グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)																																																																																																																																								
軽自動車の種類			税率																																																																																																																																					
			新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減																																																																																																																																			
3輪			1,000円																																																																																																																																					
4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																			
		自家	2,700円																																																																																																																																					
	貨物	営業	1,000円																																																																																																																																					
		自家	1,300円																																																																																																																																					
市たばこ税	旧3級品1,000本当り 5,692円 令和元年10月1日改正 (特例税率廃止により、税率1本化)	1,000本当り 6,122円 令和2年10月1日改正	1,000本当り 6,552円 令和3年10月1日改正																																																																																																																																					
特別土地保有税																																																																																																																																								
入湯税																																																																																																																																								
都市計画税																																																																																																																																								

年度別採用税率調

科目	年	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																				
個人均等割			市民税 3,000円 道民税 1,000円 森林環境税 1,000円																																																																						
個人所得割																																																																									
法人均等割																																																																									
法人税割																																																																									
固定資産税																																																																									
軽自動車税 (環境性能割)																																																																									
軽自動車税 (種別割)		特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し ミニカーの区分から特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。 <table><tr><th colspan="2">特定小型原動機付自転車</th></tr><tr><th>原動機付自転車区分</th><th>税率 (年額)</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</td><td>2,000円</td><td>二輪</td><td>二輪、三輪</td></tr><tr><td>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの</td><td>2,000円</td><td>非該当</td><td>非該当</td></tr><tr><td>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</td><td>2,400円</td><td>非該当</td><td>非該当</td></tr><tr><td>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</td><td>3,700円</td><td>三輪、四輪</td><td>四輪</td></tr></table> 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例(軽課)の適用期限の延長 環境性能の良い車両の普及の観点から、グリーン化特例(軽課)の適用期限を最大3年間延長する。 <table><tr><th>軽減割合</th><th>用途</th><th>適用対象者</th><th>取得時期</th><th>延長期間</th></tr><tr><td>75%</td><td>自家用 営業用</td><td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td><td>R8.3.31まで</td><td>3年</td></tr><tr><td>50%</td><td>営業用</td><td>排ガス基準及び2030年度基準90%達成車</td><td>R8.3.31まで</td><td>3年</td></tr><tr><td>25%</td><td>営業用</td><td>排ガス基準及び2030年度基準70%達成車</td><td>R7.3.31まで</td><td>2年</td></tr></table>	特定小型原動機付自転車		原動機付自転車区分	税率 (年額)	改正前	改正後	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)	2,000円	二輪	二輪、三輪	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円	非該当	非該当	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円	非該当	非該当	オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円	三輪、四輪	四輪	軽減割合	用途	適用対象者	取得時期	延長期間	75%	自家用 営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R8.3.31まで	3年	50%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準90%達成車	R8.3.31まで	3年	25%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準70%達成車	R7.3.31まで	2年	新基準原付の創設 <table><tr><th>原動機付自転車区分</th><th>税率 (年額)</th></tr><tr><td>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。)</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下、かつ、最高出力が4.0キロワット以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</td><td>3,700円</td></tr></table>	原動機付自転車区分	税率 (年額)	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。)	2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円	ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下、かつ、最高出力が4.0キロワット以下のもの	2,000円	エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円	オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円	軽自動車税種別割に係るグリーン化特例(軽課)の適用期限の延長 環境性能の良い車両の普及の観点から、グリーン化特例(軽課)の適用期限を一部2年間延長する。 <table><tr><th>軽減割合</th><th>用途</th><th>適用対象者</th><th>取得時期</th><th>延長期間</th></tr><tr><td>75%</td><td>自家用 営業用</td><td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td><td>R10.3.31まで</td><td>2年</td></tr><tr><td>50%</td><td>営業用</td><td>排ガス基準及び2030年度燃費基準90%達成車</td><td>R8.3.31まで</td><td>—</td></tr></table>	軽減割合	用途	適用対象者	取得時期	延長期間	75%	自家用 営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R10.3.31まで	2年	50%	営業用	排ガス基準及び2030年度燃費基準90%達成車	R8.3.31まで	—
特定小型原動機付自転車																																																																									
原動機付自転車区分	税率 (年額)	改正前	改正後																																																																						
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)	2,000円	二輪	二輪、三輪																																																																						
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円	非該当	非該当																																																																						
ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円	非該当	非該当																																																																						
オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円	三輪、四輪	四輪																																																																						
軽減割合	用途	適用対象者	取得時期	延長期間																																																																					
75%	自家用 営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R8.3.31まで	3年																																																																					
50%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準90%達成車	R8.3.31まで	3年																																																																					
25%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準70%達成車	R7.3.31まで	2年																																																																					
原動機付自転車区分	税率 (年額)																																																																								
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。)	2,000円																																																																								
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円																																																																								
ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下、かつ、最高出力が4.0キロワット以下のもの	2,000円																																																																								
エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円																																																																								
オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円																																																																								
軽減割合	用途	適用対象者	取得時期	延長期間																																																																					
75%	自家用 営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R10.3.31まで	2年																																																																					
50%	営業用	排ガス基準及び2030年度燃費基準90%達成車	R8.3.31まで	—																																																																					
市たばこ税																																																																									
特別土地保有税																																																																									
入湯税																																																																									
都市計画税			令和7年12月実地調査実施																																																																						
宿泊税				2万円未満 税率300円 税率(市税200円) 税率(道税100円) 2万円以上5万円未満 税率400円 税率(市税200円) 税率(道税400円) 5万円以上 税率700円 税率(市税200円) 税率(道税500円) 令和8年4月1日施行																																																																					